

放射性セシウムの影響によって出荷・使用の規制及び検査対象となる指定品<sup>注1</sup>について

このお知らせは、8月5日付けの課長通知<sup>注2</sup>に対して、8月10日に農林水産省の説明会が行われた時の内容を、当協議会が農林水産省に改めて問い合わせたまとめたものです。なお、新たな通知により、このお知らせの内容が追加・変更されることがあります。

平成23年8月25日  
家庭園芸肥料・用土協議会

#### 【検査対象外】

- ・ 17都県<sup>注3</sup>以外で生産された原料を使用した場合や製品の生産地が17都県以外である場合は、指定品の出荷・使用をすることができる。ただし、指定された17都県のは、検査結果に基づいて、事業者において個別に対応して判断する。
- ・ 輸入製品や事故当時に屋内で管理されていた指定品は、検査対象外。
- ・ 化成肥料、配合肥料、鶏糞、豚糞、骨粉、魚粕、22年産の油粕及び米ぬかなどは、検査対象外。
- ・ 原材料及び生産地が17都県以外の腐葉土は、出荷・使用ができる。また流通した製品については、8月5日付け課長通知による分析方法で400Bq/Kgを下回ったことが確認できれば出荷・使用ができる。なお、やむを得ない事情により、生産・出荷又は施用が避けられない場合、検査方法等については、当局<sup>注4</sup>まで相談する。
- ・ 出荷・使用について不明な点は、当局が事業者に対して個別に対応して判断する。

#### 【検査対象（条件が確認できれば検査対象から外れる）】

- ・ 検査対象となる肥料は、原発の事故当時に屋外にあったものを原料とした肥料、汚泥肥料、牛ふん堆肥、雑草堆肥・稲わら堆肥等、バーク堆肥又はそれらを原料とした培土。
- ・ 17都県以外の原材料を使用した製品は、検査および原料の来歴によって対象外であることが確認できれば出荷・使用ができる。

#### 【検査】

- ・ 放射性セシウムの暫定許容値は、ベクレル表示とする。（シーベルト表示ではない。）
- ・ 放射性セシウムの線量は、サンプリング方法を含め、8月5日付け課長通知による公定方法で検査しなければ認められない。
- ・ 8月末日を目処に、FAMICで放射性セシウムの検査ができる体制を準備中。

注1：指定品とは肥料、土壌改良資材及び培土をいう。

注2：8月5日付け課長通知とは、23消安第2561号（「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について）をいう。

注3：17都県とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県をいう。

注4：当局とは、東京都、各県及び農林水産省消費・安全局をいう。